資料1

（仮称）利根町自治基本条例　行政の役割と責務について（素案）

（町長の役割と責務）
第〇条　町長は，町を代表します。

２　町長は，公正かつ誠実に町政を運営します。

（行政の役割と責務）
第〇条　行政は，条例，予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行します。

２　行政は，自らの判断及び責任において，事務を公平かつ適正に管理し，執行します。

（職員の役割と責務）
第〇条　町の職員（以下，「職員」という。）は，町民全体の奉仕者として，職務を遂行します。

２　職員は，公正かつ誠実に職務を遂行します。